

メキシコにおける国家の非宗教性に関する比較法的検討

小泉 洋一 (甲南大学)

はじめに

(1) 政教関係は国々の歴史的背景を反映して各国で大いに異なるが、そのなかで国家と宗教とを切り離しそれを国の憲法原則としている国々もある。わが国をはじめ米国やフランスがそうであることは周知のとおりである¹⁾。もっとも、わが国の法学説においてメキシコがそのような分離国であることは必ずしも十分には認識されてこなかったようである²⁾。

ところで、メキシコ社会では、1970年代以降プロテスタントなど多様な宗教の進出により着実に宗教的多様化が進んでいる。それでも今日のメキシコにおいてもカトリックに属する者が依然として国民の大多数を占め³⁾、またカトリック教会が圧倒的な社会的影響力を保ってきた。にもかかわらず、この国は1870年代から国家と教会の分離を憲法原則としてきた。しかも、1917年憲法に公布された現行憲法の下でクーデターは一度もないメキシコにおいては、他の中南米国とは異なり政情は安定し、2000年には大統領選挙による政権交代も経験した。このようにメキシコは立憲主義が定着し、民主主義も発展しつつある国である。他方、メキシコ法は、日本法と同様に、今日、アメリカ法の影響を受けているが⁴⁾、大陸法系の成文法主義を採用している⁵⁾。それだけに、この国における国家と教会の分離に関する法原則のありかたを検証することは、政教分離に関するわが国の宗教法学においても有意義な比較法研究となりうるのではなからうか⁶⁾。

そこで、本稿では、メキシコの現行憲法である1917年憲法に規定された国家と教会の分離の原則を、国家の非宗教性という観点から分析することを目的と

する。

(2) ここでいう「国家の非宗教性」に言及しておかなければならない。これは、わが国の憲法学において、宗教的中立性と並んで政教分離原則の理念またはその一要素をなすものとされてきた。例えば、最高裁判所が1977年の津地鎮祭判決において政教分離原則の理念に関して次のように述べたのは、それを示す⁷⁾。「一般に、政教分離原則とは、……世俗権力である国家は、これ〔宗教や信仰の問題〕を公権力の彼方におき、宗教そのものに干渉するべきではないとする国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味する」。この判示によれば、政教分離原則は、宗教事項を「公権力の彼方におく」こと、換言すれば国家と宗教との結びつきを排除し宗教事項を公権力の関与しないものとすることを意味するようである。この考えは国家の非宗教性の意味をどう捉えるかに関して参考になろう。

また、このように政教分離に国家の「非宗教性」と「宗教的中立性」という二つの要素があることは学説も一般に承認する。例えば憲法学者の種谷春洋は次のように述べていた。「政教分離の保障は、国家がすべての宗教に対して中立的立場をとることによって、その非宗教的性格の実現をはかることを目途としたもの、と解される」⁸⁾。

(3) ところで、国家の宗教的中立性は、「中立性」という複雑な概念が関わるため、その意味を把握することは容易ではない。だが、今日の有力な憲法学説では、国家の宗教的中立性は二つの要素から成ると考える傾向が強い。第1の要素は国家が宗教に介入しないことにより中立性を確保することであり（不介入）、もう一つは国家が介入する場合にすべての宗教・非宗教を公平・平等に扱うことである（公平性）⁹⁾。これによれば、国家の宗教的中立性における不介入の要素は、国家の非宗教性の要素とかなりのところ重複するといえそうである。

そもそも国家の非宗教性と宗教的中立性との重複は当然のことである。支配的な一宗教と国家事項とを分離することは国家の非宗教性と同時に国家の宗教的中立性の実現にもなるため、国家の非宗教性は国家の宗教的中立性とは本来切り離しがたいものだからである。

とはいえ、政教分離原則をこれら二つの宗教的中立性でのみ理解するのは妥当ではなかろう。というのは、国家の非宗教性を政教分離原則の要素と考えることによってこそ、憲法20条3項および89条前段に示される「国家による宗教団体への関与」の防止のみならず、憲法20条1項後段に示されるような「国家の統治に対する宗教団体による干渉」の禁止を統一的に理解することができるからである。それに対して宗教的中立性は前者のみでしか妥当しえないのである¹⁰⁾。また、宗教が国家の統治に干渉することの禁止を政教分離原則の主たる内容としている国もありうる。それだけに、やはり国家の宗教的中立性のほかに国家の非宗教性という要素で政教分離原則を捉えること妥当である。とくに政教分離原則を比較、分析するうえで、こうした姿勢がきわめて有益となるう。

私は、これまでの限られた研究から¹¹⁾、国家と宗教を分離する国においては多かれ少なかれ普遍的に国家の非宗教性が妥当するのではないかと推測している¹²⁾。だとすれば、国家の非宗教性に注目することによって、国家と宗教の分離を憲法原則とする国において、その国における分離に固有な特徴を分析することのみならず、あらゆる分離国に共通する分離原則の要素、換言すれば国家と宗教の分離における普遍的な要素、例えば分離原則が守ろうとする価値は何かを析出することも期待できよう。また、このような国家の非宗教性の固有性と普遍性を探ることは、わが国においてその政教分離原則を適切に捉え直すことに寄与することにもなるう。

以上の考えから、本稿ではあえて可能の限り国家の非宗教性の視点のみからメキシコにおける国家と教会の分離に関する憲法原則を分析することにした。そのため、本稿では宗教的自由（信教の自由など宗教に関する諸自由）に関することにも詳しく立ち入らない。

(4) そのまえに、国家の非宗教性の概念にも一言しておく必要がある。その意味を考えるうえでかなり重要なことが一つある。それは、国家が非宗教化する過程を考慮して国家の非宗教性を捉えるということである。すなわち、国家と宗教との結びつきが法制度上存在するという状況、あるいは、国家と宗教との関わり合いが事実上強く残存しうる状況があることを踏まえて、国家の非宗

教性を考えるということである。というのは、初めからそのような宗教との制度的な結びつきも宗教との関わり合いもない状況から、いきなり国家の非宗教性が実現されたといった国は、ほとんど考えられないからである。また、逆に、ほとんどの国において国家と宗教が結びついた制度から徐々に制度的に国家が非宗教化され、さらに国家と教会との事実上の関わり合いもしだいに弱められていくというのが現実だからである。こう考えると、国家の非宗教性を一応、国家と宗教との結びつきを廃止して、国家が宗教事項に介入せず、また国家事項が宗教から干渉されないということを意味するものと捉えるのが妥当であろう。ただし、国家の非宗教性に関するこの定義は、あくまでも本稿において前述のような比較分析作業を行うための概念でしかない。

とはいえ、このような私見も、政教分離または国家の非宗教性の意味に関してこれまで述べられてきた多くの見解に照らせば、私独自の概念とはいえない。というのは、私の見解は、次の二つの見解からそう遠くからである。第1は、国家の非宗教性を、「国家があらゆる宗教から絶縁し、すべての宗教に対して中立的な立場に立つこと、すなわち、宗教を純然たる『わたくしごと』にすること」と定義する見解である¹³⁾。第2は、政教分離を分析して、それには「広義の政教分離」と「狭義の政教分離」の二つがあると捉える見解である。これによれば、前者は「『政治』と『宗教』の任務と役割を明確に区別し……、相互の介入および干渉を禁止すること」であり¹⁴⁾、他方、後者すなわち「狭義の政教分離」は、「広義の政教分離」を前提として「『国家』と『教会』を分離し、両者の結合や協力ないし協働関係を禁止するもの」であるという¹⁵⁾。

ともあれ、本稿では、これらのすぐれた諸見解に学びつつも、国家の非宗教性を前述のように次の三つの要素からなるものという理解を前提として、その妥当性をメキシコに関して検証することにしたい。すなわち①国家事項と宗教事項との切り離し、②宗教事項に対する国家の不介入、③国家事項に対する宗教の不介入である。

(5) さて、メキシコにおいてもこのような国家の非宗教性が認識されてきたことは確かなようである。後に詳述するが、メキシコ憲法典が「非宗教的な」(laica (laico)) 教育を規定しているだけでなく(3条1)、公的文書も含め一

一般的に「非宗教性」(laicidad) という語またはその類似語が使われてきたからである¹⁶⁾。それでは、国家と教会の分離を政教関係とするメキシコ法において、私が考える意味における国家の非宗教性が妥当しているのか、もしそうだとすれば国家の非宗教性に関するメキシコの特徴は何だろうか。

そこで、本稿では、まず、メキシコの憲法および政教関係の歴史を概観した後、メキシコにおける国家の非宗教性の原則が憲法においてどう規定されているか、またそれが施行法令においてどう適用されているかをみる(第1節)。次に、メキシコ法における国家の非宗教性の内容を分析して、それを踏まえてメキシコの非宗教性に固有な特徴は何かを探りたい(第2節)。

第1節 メキシコ憲法とその政教関係条項とその適用

1 1917年憲法前の諸憲法

(1) 独立後の諸憲法

1821年のメキシコ独立後、メキシコでは、各地でカウディージョと呼ばれる地方軍閥が支配したため近代統一国家がすぐには形成されないまま、1857年まで憲法体制が次々と変わった¹⁷⁾。だが、政教関係に関しては独立前に施行されたカディス憲法も含め¹⁸⁾、カトリックを国教としそれに対する国による保護を定めるとともに他宗教への不寛容を規定した点では、当時のすべての憲法典に共通していた。例えば、この時期の代表的な憲法典である1824年憲法(「メキシコ合衆国連邦憲法」(Constitución de los Estados Unidos-Mexicanos))は次のように規定した。「メキシコ国民の宗教は、使徒伝来ローマカトリックであり、永久にそうである。国は、賢明で公正な法律によりこれを保護し、他のいかなる宗教の行為を禁止する」(3条)¹⁹⁾。

このような政教関係は、当時のメキシコ社会におけるカトリック教会の地位に起因した。植民地時代に先住民をカトリックに改宗させたカトリック教会は、スペイン人から奴隷化された先住民を保護し、またメキシコにおいて教育、医療および福祉を担ってきた。そのためカトリック教会はメキシコ社会を精神的のみならず実質的にも支配してきた²⁰⁾。さらにカトリック教会は強い経済力を持ったことも重要である。教会が信徒から集めた寄付を譲渡せず富を蓄

積してきたため、教会が独立時に大規模な土地所有者となっていたからである²¹⁾。このようにカトリック教会が精神的、社会的、経済的な支配力を保ったことが、その後もメキシコの政教関係に大きな影響を与えることになる。

メキシコの独立時から、カトリック教会のこのような状況が、メキシコにおける国のあり方ともかかわりながら党派的对立を生んでいた。それは大土地所有者、聖職者など特権階級からなる保守派と中産階級から支持された自由主義派との対立である。前者はカトリック教会を擁護するとともに中央集権を主張した一方で、後者すなわち自由主義派は、反教権主義的態度をとりながら、連邦制、自由・平等の確立をめざしたのである²²⁾。1830年代前半に一時的に自由主義派が実権を握ったことがあったものの、1857年憲法の制定まで保守派が教会と結びつきメキシコ政治を支配してきた。

(2) 1857年憲法

自由主義派は、1855年に保守派による独裁の体制を打破した後、1857年憲法（「メキシコ共和国憲法」(Constitución Política de la República Mexicana)）を制定した²³⁾。この憲法は、メキシコにおいて人権宣言を備えた実質的に最初の近代憲法といえるものである。実際、同憲法は、代表民主主義を採用するとともに、権力分立および人権保障を明示した自由主義的な憲法であった。

政教関係についてみると、1857年憲法は強い反教権主義的状况の中で制定されたものであった。だが、同憲法はカトリックの国教条項を撤廃するとともに、聖職者の司法特権を否認し（13条）、教会の不動産所有を制限することなどにとどまった（27条）。実は、憲法草案の中には宗教的自由および国家と教会の分離に関する条項があったが（15条）、憲法審議においてその条項は激しい意見対立を招いたため、結局それは規定されなかった。

それでも1857年憲法の制定は保守派の強い敵意を呼び、それが憲法施行後に自由主義派と保守派との間で三年戦争と呼ばれる内乱に発展した（1858—1861）。三年戦争の間にフアレス（Benito Juárez, 1806～1872）に率いられた自由主義派政府は、改革諸法（Leyes de Reforma）と呼ばれる一連の反教権主義的な立法を行った。この改革諸法は教会聖職者から強い反発を受けたが、その基本原則が1873年の憲法改正により憲法典に編入された。

このとき憲法典に編入された主たる内容として、婚姻および戸籍の世俗化(2条)、宗教施設による不動産取得の制限(3条)、修道士になる者が行う宗教誓願(voto religioso)に関する効力の否認(4条、5条)がある。このほか、次のように国家と教会の分離を明示する規定も憲法典に編入された。「国家と教会は相互に独立する。議会は、いかなる宗教も国教に樹立し、またはそれを禁止する法律を制定することはできない」(1条)²⁴⁾。しかも、国家と教会との分離に関する具体的内容は、翌年制定された法律であるデクレト(「憲法に編入された改革諸法に関する細則を定めるデクレト」(Decreto que reglamenta las leyes de Reforma incorporadas a la Constitución))で詳細に規定された。このようにして、メキシコにおいて国家と教会の分離が憲法原則になったのは、フランスにおいて最初に国家の非宗教性の原則を明示した1946年憲法の制定よりずっと早かったばかりでなく、有名な政教分離法の制定(1905年)にも先行していた²⁵⁾。

2 現行憲法

(1) 1917年憲法

(a) 1917年憲法の制定　メキシコの現行憲法である1917年憲法(「メキシコ合衆国憲法」(Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos))は、1877年から1910年まで続いたディアス(Porfirio Díaz, 1830~1915)の長期独裁体制の打破から始まったメキシコ革命の成果として制定された。この革命を担ったのは民主化を求めた自由主義派であったが、資本主義経済を発展させたディアス体制で生まれた貧しい農民や労働者の勢力も革命に関わった。そのため、彼らの要求が1917年憲法に少なからず影響を与えた。革命勢力による敵視的となったのは、ディアス体制を支持していた大土地所有者のほかカトリック教会であった。とくに、カトリック教会はディアス体制が終わると国民カトリック党(Partido católico nacional)という保守政党を結成し²⁶⁾、反革命勢力を支持するなどして過剰に政治介入していたからである²⁷⁾。

このような背景から、1917年憲法は経済的自由権の制限および社会権を詳細に規定するとともに(27条、123条)²⁸⁾、同憲法は1857年憲法に比べ反教権主義

的な要素を格段に強化することになった²⁹⁾。また、1917年憲法の政教関係条項は、社会権条項などとともに憲法制定議会の審議においてもっとも激しく論議の対象となると同時に³⁰⁾、同憲法のもっとも重要な内容の一つを構成した。しかも、その議論において、当時、教会が行っていた教育などの活動に対してきわめて否定的な発言が相次いだ。この事実も、憲法の政教関係条項が宗教および聖職者に対するいかに強い嫌悪と敵視に基づいたものであるかを示している。

(b) 1917年憲法の政教関係条項　　主要な政教関係条項は次のとおりである。

①私立学校教育を含めた非宗教的教育を義務づけた3条、②前述の宗教誓願等を禁止した5条、③礼拝所 (templos) 内に限定して礼拝の自由を保障した24条、④教会に対し不動産所有権の全面的に否認した27条、⑤各地方における宗教教師数の制限、⑥礼拝所における政治集会の禁止、⑦宗教団体の法人格の否認、⑧礼拝所開設の許可制など、政教関係に関する諸原則を定めた130条。

これらの諸条項において、乱暴なほど厳格な国家の非宗教性とともに宗教行為および宗教団体を国家によるきわめて強い管理に服させる面をみてとることができる。ここでは国家が管理する面が強いため、国家と教会の相互の分離とはずいぶん異なるようにみえる。この点、メキシコの著名な憲法学者ブルゴアも、1917年憲法で導入された政教関係を「国家と教会の分離」ではなく「教会の国家への従属」(supeditación de la Iglesia al Estado) と性格づけていた³¹⁾。

このように1917年憲法が教会を国家に従属させるような宗教に対する国家管理を定めたのは、その背景をみれば、主としてカトリック教会による国家事項への介入を阻止するためであったといえよう。これはより大きな視野からみれば近代主権国家を確立することであったといつてよい。カルピソがとくに1917年憲法130条に関して次のように述べたのはそれを示す。

「メキシコにおいて国家と教会の分離の原則は、これらの二つの組織の間で調和を確立するには不十分であった。教会が自己の利益または特権を護持するために必要な政治権力を獲得するために戦い続けたからである。……メキシコ憲法130条は、メキシコの歴史における悲しい出来事および聖職者が行ってき

た反愛国的な活動において理解できる。国家の教会に対する優位は、メキシコのメキシコ法秩序の基本的決定である。……国家のおよび世俗の権限事項についての公権力の最高性および完全な主権が確立された。国家は国家の中に自己の作用を妨げるのみならず破壊しようとする他の国家を認めることはできない」³²⁾。

(2) 1992年の憲法改正

1920年代後半に革命政府は1917年憲法の反教権主義条項を厳格に実施し、教会堂など多くの礼拝用建物を容赦なく接収していった。これは当然のことながらカトリック勢力による激しく抵抗を招いた。メキシコのカトリック教会におけるその具体的な現れとして、聖職者に対して教会におけるミサなど礼拝の執行を停止させる措置を続けたことが挙げられる。さらに1926年から1929年まで武装カトリック信徒集団が各地で政府軍と激しい戦闘を繰り返したことも指摘できる（「クリステーロの乱」³³⁾）。このようにメキシコにおける国家と教会との対立は、フランスにおける政教分離法の実施時にみられたカトリック教会と官憲との衝突よりもはるかに激しくかつ長く続いたのである。

このような宗教戦争後も国家とカトリック教会との軋轢はあったが、革命の後継者として長期間にわたって一党支配体制を続けてきた制度的革命党（PRI (Partido Revolucionario Institucional)）政権の下で反教権主義的な政教関係条項は1992年まで維持された。もともと、これには、教会が国家に協調的な姿勢をとるようになったという事実とともに、PRI政権も漸進的に教会に対し好意的な姿勢に転じるようになったという事情があった。このようにして生じた協調的な政教関係は、社会の中間層を伸張させた1960年代から70年代にかけての経済成長、80年代の経済危機、それによるPRI政権の弱体化などにみられたメキシコにおける社会的変化を背景にした。

さらにPRI政権の弱体化のため、1988年に大統領に就任したサリナス (Carlos Salinas de Gortari) 大統領は、政治の近代化と民主化の改革を余儀なくされた。この改革の成果一つは、政教関係に関する憲法条項が1992年1月に大幅に改正されたことにみることができる³⁴⁾。

1992年の改正により主要な政教関係条項は次のようになった³⁵⁾。

①3条 公立学校教育の非宗教性を明示するとともに、私立学校における宗教教育を容認した。

②24条 礼拝所外での礼拝を含む宗教的自由 (libertad religiosa) を保障した。ただし、この規定には宗教の国教樹立および宗教の禁止を定める法律制定も定めた (2項)。

③27条 宗教社団の目的に不可欠な不動産の所有権が宗教社団を容認した。

④82条 大統領に宗教教師との兼職を禁止した。

⑤130条 国家と教会の分離の原則およびそれに関連する諸原則を定めた。後者の原則は後述する。ただし、この関連諸原則に関して、各地方における宗教教師数の制限、宗教団体の法人格の否認、礼拝所開設の許可制など、原初の1917年憲法にあった宗教に対する国家管理に相当する要素が除外された。

このような1992年改正によって、それまでの「教会の国家への従属」は、1857年憲法で規定されていた「国家と教会の分離」に戻ったとみることができよう。メキシコの宗教学者であるホルヘ・アダメも、このような1992年改正を、「いわゆる教会に対する国家の『優位』を除去し、国家・教会関係制度の基礎として両者間の分離の原則を築くことを目的」としたものと評価する³⁶⁾。

3 国家の非宗教性の適用

(1) 宗教社団法

(a) 宗教社団の法の制定と内容 現行憲法における政教関係条項がどう適用されているかは、その条項を施行するために制定された法令にみることでできよう。そのような法令として、選挙および政党の領域で分離の具体的な措置を規定する連邦選挙制度手続法典 (Código Federal de Instituciones y Procedimientos Electorales) などもあるが³⁷⁾、もっとも基本的なものは宗教社団法である。

宗教社団法は、「宗教社団および公衆礼拝の法律」(LARCP (Ley de Asociaciones Religiosas y Culto público)) を正式名称とし、5章36カ条からなる³⁸⁾。同法は、宗教団体および宗教行為に関する領域で憲法規定、とくに24条

および130条を実施するための法律である。この法律は、1992年1月の憲法改正に続き、与党提出法案を中心に複数の野党提出法案も合わせて連邦議会で審議され、結果として全会一致で議決され、同年7月15日に公布された。

宗教社団および公衆礼拝の法律（以下、「宗教社団法」という）は、前述のように憲法における政教関係条項の施行法律として次の事項を定めている。宗教社団（asociaciones religiosas）制度³⁹⁾、宗教教師（ministros de culto）の法的地位⁴⁰⁾、宗教財産制度、公衆礼拝（culto público）⁴¹⁾ に対する規制および法律の所管庁に関する具体的事項が、それである。

(b) 宗教社団法における国家の非宗教性 国家の非宗教性の観点から宗教社団法にある次の3カ条の規定が注目される。

①3条 3条は「メキシコの国は非宗教的（laico）である」と規定し、憲法において不明確であった国家の非宗教性を明示した。それとともに、同条は、宗教的表明行為に対する公の秩序等を理由とする国の規制権限、宗教に対するあらゆる優遇・特権付与の禁止および宗教団体に有利または不利になるような優遇・特権付与の禁止も定める。

②14条 14条は宗教教師に対し被選挙権を否認するとともに政治活動を禁止する。

③25条 25条は所管庁に関する原則的規定である。25条は、まず内務省を宗教社団法の所管庁とし（1項）、次に連邦等の諸機関が宗教社団の内部事項に対し介入することを禁止するという旨を定めた（2項）。そのうえ同条は、諸機関が公的資格で公衆礼拝に参列することも禁止する（3項1文）。ただしこのような参列が外交上の慣例となっている場合には、その参列は諸機関が委任された任務の遂行の範囲でのみで許される（同項2文）。

(2) 宗教社団施行令

「施行令」（reglamento）は法律の実施のために大統領により制定される法である（1917年憲法89条I参照）。宗教社団法の実施のために制定された施行令が「宗教社団および公衆礼拝の法律施行令」（Reglamento de la Ley de Asociaciones Religiosas y Culto público）である⁴²⁾。この趣旨は次のように定める同施行令1条で明示されている。「この法規は宗教社団および公衆礼拝の法

律に関して施行細則を定めることを目的とする」。

宗教社団法施行令は、宗教社団法の制定後すぐには制定されず、それにはカトリック教会に近い保守政党である国民行動党（PAN（Partido Acción Nacional））が2000年の大統領選挙で勝利するのを待たなければならなかった。この大統領選挙の末、大統領に就任したフォックス（Vicente Fox Quesada）が、この施行令を制定し1993年11月6日に公布した。

宗教社団法施行令は5章50カ条からなる。その各章ごとの規定事項は次のとおりである。1章は法律実施の所管部局およびその指針、2章は宗教社団およびその財産制度の詳細。3章は公衆礼拝に関する詳細、4章は所管庁に関する事項、5章は宗教社団間の紛争解決のための手続である。

施行令は、憲法および法律よりもさらに詳細に宗教的自由を詳細に規定するとともに、憲法では明確でなかった宗教の平等、宗教の多様性の尊重なども規定した。また施行令は国家の非宗教性に関しては次のような3点を憲法および法律に付加した。

第1は宗教社団と国の諸機関との関係において国家の非宗教性を明示したことである。次の規定がそれを示す。「宗教社団との関係において、諸機関は国家と教会の分離の原則、メキシコ国の非宗教性および法律の前の平等を遵守する」（32条1項）。

第2は宗教社団の自律権の確認である。施行令は諸機関が「宗教社団の内部事項（asuntos internos）には介入しない」（5条前段）と定めるとともに、自律権の範囲を次のように明らかにした。「法律およびこの施行令の効果として、宗教社団がその目的の達成のためその定款に従って行う宗教社団のすべての行為を内部事項と解する」（同条後段）。

第3は連邦など諸機関に対し宗教行為への公的参列を禁止する趣旨をさらに明確にしたことである（28条）。これによれば、諸機関による公衆礼拝の参列のほか「同様の動機または企図を有する活動」への関与が禁止されるが、公務員が私人の資格で行う行為には禁止が及ばない。ただし私人としての公務員の行為において、公務員の公的資格を見せびらかすこと、それを表明すること、および法律上の権限を行使することは禁止される。

第2節 国家の非宗教性の分析

1 国家の非宗教性の内容

(1) 国家事項と宗教事項との切り離し

以上にみたメキシコにおける国家の非宗教性に関する諸規定をみると、その内容を、私が考える国家の非宗教性の要素（①国家事項と宗教事項との切り離し、②宗教事項に対する国家の不介入、③宗教の国家事項への不干渉）に比較的容易に対応させることができるようである。そこで、メキシコにおける国家の非宗教性の内容を次のように三つの要素に分けて分析することにしよう⁴³⁾。

近代国家に要請される機能に照らして国家に固有事項と宗教に固有事項とを切り離すことは、国家の統治権に基づくと同時に⁴⁴⁾、メキシコ憲法における基本原則である国家と教会との分離の原則に基づくものとしてみることもできる。この原則をとくに明確に示すのは、「国家と教会の分離という歴史的原則」を明示する1917年憲法130条1項、さらにはこの「歴史的原則」に包含されるであろう1857年憲法、改革諸法および1917年憲法の諸規定である。1857年憲法が国教条項および聖職者の司法特権を廃止したという事実は、国家が宗教の宣伝を行わないこと、国法の世俗化または教会の国法への服従をも意味し、これらはいずれも国家事項と宗教事項の分離の成果とみることができよう。

国家事項と宗教事項との切り離しに関してメキシコにおいてみられる特徴は、自由主義派政府が保守派および教会勢力との激しい武力対立を伴いながら宗教を公的領域からきわめて強引に排除することによって実現されたということである。無論この特徴はカトリック教会がメキシコ社会において圧倒的な支配力を保ってきた——しかも教会が前近代的な体制を維持することに執着する保守派に与してきた——ということを背景とする。

こうした特徴を帯びる国家事項と宗教事項との切り離しの成果として、公立学校における非宗教的で教義とは無縁な教育を定めた憲法3条2項Iのほか、国家と教会の分離に関連する原則の一つとして、戸籍に関する国家管理を定めた憲法130条6項がある。また、一見したところ場違いと思われる憲法130条4

項も、公的領域において宗教的な誓約（宗教誓願）の効力を奪い⁴⁵⁾、これを世俗的な真実陳述義務などに代えることを意味するものであって、ここでも国家事項と宗教事項との切り離しの跡をみることができる。

(2) 宗教事項に対する国家の不介入

(a) 国家の不介入の要素 「国家事項と宗教事項との切り離し」に関してすでに述べたいくつかの原則、とりわけ国家による宗教の宣伝禁止および公立学校教育における非宗教性は、宗教事項に対する国家の不介入に関する内容を構成しうるであろう。これに加えて、メキシコにおける国家の非宗教性におけるこの不介入の要素として、以下の三つをみることができよう。

(b) 宗教の優遇等の禁止 国がいかなる宗教に対しても優遇または特権付与を行わないことは、国教を樹立する法律の制定および宗教を禁止する法律の制定を禁止する憲法24条2項に示される。また、国家の非宗教性を明示して、宗教に対するあらゆる優遇・特権付与を禁止するとともに、宗教団体に有利または不利になるような優遇・特権付与を禁止した宗教社団法3条1項も同様である。実際、メキシコにおいて国は、宗教行為に対して公金を支出せず、また私立学校 — この国ではカトリック教会経営の学校に等しい — にも補助金を交付していない⁴⁶⁾。ただし、国が優遇するのが特定宗教のみであり、他宗教にはそれがないという場面では、宗教の優遇等の禁止は国家の宗教的中立性にも関わることになる。

(c) 宗教団体内部事項への国家の不介入 宗教団体の内部事項に国が関与しないことは、「諸機関 (autoridades) は宗教社団の内的営為 (vida interna) には介入しない」と定める憲法130条2項b) に示され、その旨は宗教社団法25条1項および施行令5条でさらに明確にされる。ところが、宗教社団法および施行令は不介入の対象を宗教社団の「内的事項」(asuntos internos)と規定し、これを受けて施行令5条はそれを次のように定義した。「宗教社団がその目的の達成のためその定款に従って行う宗教社団のすべての行為」。この結果、不介入は定款に従う行為に限定されている。

実は、施行令において定款の義務的な記載事項は限定的であり、このため実際には宗教社団に固有の事項も定款に盛り込まれない可能性がある。だとすれ

ば国家の不介入の範囲はかなり限定的だといわざるを得ない。しかも、宗教社団および宗教団体に対する細かい規制が、1992年の憲法改正後制定された法律および施行令にも多くあるため⁴⁷⁾、国が宗教団体を管理する面が少なくないのである。

(d) 公務員による礼拝公的参列の禁止 国家機関が礼拝参列などで宗教行為に関与することが禁止されることは、憲法典では明示されなかった。だが、長い間の支配的な認識によれば、国家機関の公務員が公衆礼拝行為に参列して宗教性を表明することは非宗教国家に反するものであった。実際、1850年代から60代に制定された改革諸法が公衆礼拝への参列を公務員に禁止する旨を規定し⁴⁸⁾、1874年のデクレトは、同じ趣旨に加えて、国に「宗教儀式を意図するいかなる表明活動」を行うことも禁止していたのである（3条）。

今日、宗教社団法25条2項および施行令28条がこの禁止を定める。とくに施行法は、公務員が公衆礼拝に対し私的に参列することは許されるが、公務員が公衆礼拝に参列して、自己の公的資格を表明し、またはそれを見せびらかしたり、自己の職務権限の行使において行動したりした場合に、公務員が責任を負うことを定める（28条3項4項）。この規定から、公務員の参列が許されるかどうかを判断する基準として、公務員であることを表明するか、それを公に見せびらかすか、権限行使をしているか、という基準が読みとれることは興味深い。

(3) 国家事項に対する宗教の不介入

(a) 憲法規定 メキシコにおいて、宗教が国家事項に干渉しないことは、前述の「国家事項と宗教事項との切り離し」に関してみた戸籍の国家管理についてもその趣旨はうかがえる。だが、国家事項に対する宗教の不介入がより明確であるのは、「聖職者の無政治性」⁴⁹⁾といわれる宗教教師の政治的権利または政治的自由についての広範な制限においてである。

憲法において規定された、宗教教師の政治的権利に対する制限は次のとおりである。①公職資格または被選挙権の否認（130条2項d）など）、②政治結社を結成することの禁止（130条2項e）⁵⁰⁾、③選挙候補者または政党のために選挙運動等を行うことの禁止（同）、④礼拝行為等において法律等に異議申立す

ることの禁止（同）⁵¹⁾、⑤礼拝行為等で国の象徴を侮辱することの禁止（同）である。このほか、宗教教師または宗教団体による政治介入の禁止として、憲法は宗教的名称をもつ政治結社の禁止および礼拝所における政治集会の禁止も定める（130条3項）。とくに宗教的名称をもつ政治結社については、憲法は、わざわざ「厳重に禁止」（*estrictamente prohibida*）という他には見当たらない文言でその禁止を強調する。

(b) 法律規定 このような宗教教師の政治的権利の制限は、諸法律で強化されるとともに制限対象が広がられている。以下のように、国家事項への宗教の不介入は法律において徹底されている。

宗教社団法は、宗教教師による政治的結社、選挙候補者および政党等のための勧誘を禁止する（14条2項）。

さらに連邦選挙制度手続法典は、宗教教師のみならず宗教団体に対しても政党の自律を確保する具体的措置を数多く定める。同法典は、宗教教師、宗教社団および宗教団体が、政党または選挙候補者に、現金によるか人を介してであるかを問わず、支援することを禁止する（77条2項e）。また、宗教教師等が、いかなる政党または選挙候補者であっても、ある政党または選挙候補者に投票するよう、またはある政党または選挙候補者に投票しないよう、または棄権するように、礼拝用建物において教唆する行為は犯罪を構成する（353条1項a）、連邦刑法典404条も参照）。さらに宗教教師等が政党等に経済的支援を自ら行い、またはそう促す行為も同様に犯罪となる（同項b）。

他方、同法典は政党の側にも規制を加える。政党も宗教教師、宗教社団および宗教団体から支援を受けることを宣言する義務を負う（25条1項c）。政党の名称および標章も宗教的な示唆を含んではならない（27条1項a）。このほか、同法典は礼拝用建物を投票所としてはならないことも規定する（241条1項d）。

2 メキシコにおける国家の非宗教性の特徴

(1) 反教権主義

以上に行ってきた分析から、メキシコにおける国家の非宗教性に固有な特徴

として、まず第1に反教権主義的（anticlerical）な性格がきわめて強いということを描き出すことができよう。メキシコにおいて国家の非宗教性は、カトリック聖職者がさまざまな公的領域とりわけ教育領域および政治領域などに大きく関与していたなかで、自由主義派がカトリック教会およびそれに与する保守派との武力衝突を繰り返すことによって成立してきた。しかも、その成立過程で自由主義派は、それらの特権階級による支配を打破するとともに、宗教による国家事項への介入とりわけ政治介入を阻止し、それを私的な宗教領域に封じ込めるといふ、極めて強い反教権主義的姿勢をとり続けてきた。そして、このような強い反教権主義的な性格を持つ国家の非宗教性が、1873年以降憲法原則となってきたのである。

加えて、反教権主義的な国家の非宗教性の確立は、宗教的自由の保障とは相容れない国家管理を伴う国家の非宗教化を経た。カトリック教会による政治介入などを強く阻止するため、1917年憲法が国家と教会の分離ではない「教会の国家への従属」という原則を規定したのは、その現れである。

なお、反教権主義という点でメキシコにおける国家の非宗教性は、同じ政教分離国であっても米国よりはフランスまたはトルコにおける国家の非宗教性に近いといえよう。とくに、トルコにおいて国家の非宗教性が国の近代化という価値をもっていた点においても、メキシコはトルコに近いようである⁵²⁾。

(2) 国の近代化

第2に指摘できるのは、国家の非宗教性と国の近代化との関わりである。これは、極端なほど反教権主義的な国家の非宗教化は、立憲主義が十全に機能する近代国家の確立少なくともその安定化を主たる目的としたということである。メキシコにおいて国家の非宗教性が確立した過程を振り返ると、メキシコ社会を支配してきたカトリック教会が前近代的な特権階級で構成された保守派とともに、近代の諸原則に反対しつつ政治領域に介入し武力までも行使してきたことが、その背景として指摘できよう。このような政教関係によってメキシコは近代国家として不安定な状況が続いたメキシコの状況において、国家の非宗教化が立憲主義を指向する自由主義派によって追求されてきたのである。

このような国の近代化と国家の非宗教性との関連においてメキシコはわが国

とは大きく異なる。わが国においては、国の近代化の過程で天皇を中心とした統治機構の精神的基盤とするため神道が国教とされる時期を経た。すなわち日本において国の近代化がすぐには国家の非宗教化を伴わず、かえって逆の方向に進んだのである。これに対して、メキシコにおいては国の近代化が国家の非宗教化と連動していたといえよう。

(3) 国家事項に対する宗教の不介入の優越

以上にみたように、メキシコにおける国家の非宗教性は、カトリック聖職者の社会支配および彼らの国家介入を阻止して、立憲主義的、民主的な政治過程を確立させるという国の近代化という歴史的課題を担ったものである。この沿革からメキシコにおいて国家事項に対する宗教の不介入が優越するというもう一つの特徴もみることができる。私見によれば国家の非宗教性には、宗教事項に対する国家の不介入および国家事項に対する宗教の不介入という要素があるが、メキシコにおいては後者が前者に優越する傾向がありそうである。

もっとも、メキシコにおいて宗教事項に対する国家の不介入は、決して緩やかでなければ不十分でもない。むしろその不介入は宗教の優遇等の禁止および礼拝への公務員による公的参列の禁止に関してかなり厳格である。しかしながら、宗教団体内部事項への国家の不介入に関して実際にはその例外が少なくないので、それほど強く適用されているようにはみえない。他方、国家事項に対する宗教の不介入に関しては、憲法典自らが宗教教師および宗教団体の選挙・政治活動への介入がきわめて細かくかつ厳格に禁止し、法令もそれを厳格に適用している。こうみると、メキシコにおいて、宗教事項に対する国家の不介入よりも、国家事項に対する宗教の不介入を保障することに主眼が置かれているといわざるを得ない。

この点においても、メキシコにおける国家の非宗教性はトルコにおける国家の非宗教性に近そうである。もっとも、トルコにおいては、国家の非宗教性に反する活動を行う政党の解散制度といった「たたかう民主主義」という発想が強いのに対して⁵³⁾、メキシコではそうした点がみられない点は注意を要しよう。

(4) 社会国家原理

最後に、メキシコ憲法において国家の非宗教性が社会国家原理と関連するという特徴がある。メキシコにおいて1917年憲法によって教会に対する国家管理が成立した背景には、メキシコ革命前にカトリック教会が大土地を所有していたという事実がある。実際、1916年から翌年まで続いた憲法制定議会においてもっとも激しい論議的となったのは、土地所有権の制限および労働者の権利という社会国家原理に立脚する諸条項とともに政教関係であった。その結果、ワイマール憲法（1919年）に先立つ先駆的な社会国家憲法である1917年憲法は、修道士の宗教誓願を否認するとともに教会に対して不動産所有権を否定するなど、政教関係を土地問題および労働問題の視点から詳細に規定したのである。この点、メキシコの代表的な憲法概説書の一つが「社会的立憲主義」というタイトルの下に土地問題および労働問題と同列で政教関係条項を記述しているのは示唆的である⁵⁴⁾。

このようにして、メキシコでは国家の非宗教性を含む政教関係条項はその成立過程において社会国家理念と無関係ではなかった。こうみると、メキシコにおいて、国家の非宗教性は国の近代化と同時に国の現代化の実現を担った原則であるといえよう。

おわりに

以上から、メキシコにおいて国家と教会の分離が19世紀半ばから憲法原則とされ、憲法およびその実施法令においてきわめて厳格な国家の非宗教性が規定されてきたことが分かった。しかもその国家の非宗教性は、①国家事項と宗教事項との切り離し、②宗教事項に対する国家の不介入、③国家事項に対する宗教の不介入という三つの要素を含んでいることも明らかになった。このようにして、国家と宗教を分離する制度をとる国で多かれ少なかれ国家の非宗教性が普遍的に妥当するという私の仮説がメキシコにおいて検証することができた。

また、本稿では国家の非宗教性に関してメキシコに固有にみられる特徴を分析した。それを通じて、メキシコにおいて国家の非宗教性が強い反教権主義を背景に成立したこと、その成立が国に近代化と関わること、この結果、国家の

非宗教性における諸要素の中で国家事項に対する宗教の不介入が優越すること、また社会国家原理とも関連することも明らかになった。

こうみると、国家の非宗教性の特徴が、やはりメキシコに固有な歴史的な条件により大きく規定されていることが分かる。そのなかで、メキシコにおいて国家の非宗教性がめざしてきたこと、あるいは国家の非宗教性の目的が、立憲主義と民主主義が確立した近代国家建設あるいは安定化にあったことに注目されよう。

無論、メキシコにおいても宗教的自由を保障することが国家の非宗教性に関連したことは否定できない。とくに1857年憲法のもとにおける国家の非宗教性の成立と発展および1917年憲法における社会国家原理、すなわちカトリック教会の特権的地位およびその強力な経済力を奪うことによって諸宗教の平等を確立したということを考えると、そう言わざるを得ない。しかしながら、メキシコにおいて国家の非宗教性は、諸宗教の自由と平等を超えて国家の近代化というより高次元価値の追求から実現されたようである。メキシコにおいて、国家の非宗教性が反教権主義的であること、また宗教事項に対する国の不介入に対し国家事項に対する宗教の不介入が優越してきたことは、そうした見方を裏づけよう。

それでは、国家の非宗教性に関する多少とも普遍的な要素があるのか。あるとすればそれは何か。もちろん本稿が取り上げたメキシコに関する研究から、これらを検証するのは無理である。さらに研究を続けたい。

最後に、本稿における研究の限界について一言しなければならない。それは、私の能力の制約のため、本稿がメキシコの実態調査などにはよらず、憲法典および憲法施行法令の諸条項のみに準拠してメキシコにおける国家の非宗教性に関する分析に取り組んだことである。それだけに、メキシコはもとよりラテンアメリカ諸国において「法規と現実の間には大きな溝があった」⁵⁵⁾という指摘が気にかかる。つまり、このような実情があるとすれば、本稿で検証したことがどれほど実態に合っているのか、が問われうるのである⁵⁶⁾。しかし、たとえそのような規範と現実との乖離があっても、社会の指針となる実定法を分析した本稿は少なくとも比較法の観点からは一定の意義があり得るのではな

かろうか。

資料

1917年憲法の主要な政教関係条項⁵⁷⁾

第3条〔1項(略)〕

②国が授ける教育は、人のすべての能力を調和的に発展させることを目的とし、同時に人において祖国愛および独立および正義における国際的連帯の意識を養う。

I 第24条により信仰の自由が保障されるので、上記の教育は非宗教的であり、したがっていかなる教義にも完全に無関係に維持されることとする。

〔II III(略)〕

VI 私人はすべての種類および態様の教育を授けることができる。法律が定めるところにより、国は私人の施設で実施される学習に公の効力を承認し、その承認を取り消すこととする。就学前教育、初等中等教育および師範教育の場合、私人は次の事項を行わなければならない。

a) 第2項IIが定める同じ目的および基準に従って教育を授けること。

〔略〕

第24条 ①何人も、法律により処罰される犯罪を構成しない限り、自己のもっとも好む宗教を信じ、儀式、祈祷または礼拝を行う自由を有する。

②連邦議会は特定の宗教を国教に樹立し、または禁止する法律を制定することはできない。

③公衆礼拝という宗教行為は通例礼拝所内で行われることとする。特別に礼拝所外で行われる宗教行為は施行法律に服する。

第27条〔①-⑧(略)〕

⑨土地および水の所有権を取得する国の法的資格は次の諸規定により規律される。

〔I(略)〕

II 第130条および施行法律の定めるところに従い設立される宗教社団は、施行法律が定める要件および制限を尊重して、社団の目的に厳密に不可欠であ

る財産に限り、取得、所有または管理する権能を有する。

[略]

第82条 大統領であるためには次のことが必要とされる。

[略]

IV キリスト教の聖職者の地位を有せず、いかなる宗教の教師でないこと。

[略]

第130条 ①国家と教会の分離という歴史的な原則は本条に含まれる諸規範を指導する。教会および他の宗教団体は法律に服する。

②公衆礼拝ならびに教会および他の宗教団体に関して立法することは、排他的に連邦議会に属する。これに関する施行法律は、公共の秩序に関して次の諸規定を具体化する。

a) 教会および他の宗教団体は、所定の登記を行った後、宗教社団として法人格を有する。法律は当該社団を規律し、その設立登記の条件および要件を定める。

b) 官憲は宗教社団の内的営為には介入しない。

c) メキシコ国民はいかなる宗教の教職を遂行することができる。メキシコ国民ならびに外国人は、そのためには法律が定める要件を充足しなければならない。

d) 施行法律が定めるところに従い、宗教教師は公職に就くことができない。宗教教師は市民として選挙権は有するが、被選挙権は有しない。事前に、かつ法律が定めるところに従い宗教教師であることをやめた者は、被選挙権を有する。

e) 宗教教師は、政治的目的で結社を結成し、または選挙立候補者、政党もしくはいかなる政治団体にも有利もしくは不利になるように勧誘を行うことはできない。宗教教師は、公開の集会、礼拝または布教行為において、あるいは宗教的性格を有する出版物においてとを問わず、国の法律あるいは制度に反対し、または何らかの形式で祖国の象徴を侮辱することもできない。

③何らかの宗教的信条にかかわる何らかの文言または表示をもつ名称を有するいかなる種類の政治集団の結成は厳重に禁止される。政治的性格を帯びる集

会を礼拝所において行うことはできない。

④真実の陳述および契約債務の履行に関する単純な約束は、約束を行った者を拘束し、約束に違背した場合、その者は法律がこれを理由として定める刑罰に服する。

⑤宗教教師、その尊属、卑属、兄弟および配偶者ならびにその宗教教師が所属する宗教社団は、同じ宗教教師から精神的に指導または支援された者および宗教教師にとって4親等以内の親族関係のない者から、遺言により相続する法律上の能力を有しない。

⑥人の戸籍に関する行為は、法律が定めるところに従い行政機関の排他的管轄に属し、この戸籍に関する行為は当該法律がそれに付与する効力および効果を有する。

⑦連邦、州および市の機関は、以上に関して法律が定める権能および責務を有する。

宗教社団および公衆礼拝の法律（抄）⁵⁸⁾

第1条 ①この法律は、国家と教会の分離という歴史的な原則および宗教信仰の自由に基づき、宗教社団、宗教団体、教会および公衆礼拝に関する憲法諸規定を施行する法律である。この準則は国土において一般的に遵守される公の秩序に属する。

②宗教的信念は、いかなる場合でも国の法律の履行を免れさせない。何人も、法律に規定された責務を免れるため宗教的動機を援用できない。

第3条 ①メキシコの国は非宗教的である。国は、法律の遵守、公の秩序および道徳ならびに第三者の権利の保護に関してのみ、単独または集団でのあらゆる宗教的な表明に関してその権限を行使する。国は、ある宗教に対しいかなる形態の優遇または特権も規定することはできない。また国はいかなる教会または宗教団体に対しても有利に、または不利になるように、同様のことを行うことはできない。

②公の身分証明書類は個人の宗教信仰に関する記載を含まない。

第4条 ①人の戸籍に関する行為は、法律が定めるところに従い諸機関の排

他の管轄に属し、この戸籍に関する行為は当該法律がそれに付与する効力および効果を有する。

②真実の陳述および契約債務の履行に関する単純な約束は、約束を行った者を拘束し、約束に違背した場合、その者は法律がこれを理由として定める刑罰に服する。

第14条 ①何らかの宗教の教師職にあるメキシコ市民は、適用される選挙法に従い選挙権を有する。その者は、行われる選挙の日から少なくとも5年間、形式的、実質的および確定的にその職から離れていない限り、国民選挙において公職に選挙されることはできず、職の受託の日から少なくとも3年間同様でない限り、上級公務を遂行することもできない。他の職についてはその期間を6ヶ月とする。

②宗教教師は、政治的目的で結社を結成し、または選挙立候補者、政党もしくはいかなる政結社にも有利もしくは不利になるように勧誘を行うこともできない。

〔3項、4項（略）〕

第25条 ①この法律の適用は内務省を介して連邦行政府に属する。州および市町村の諸機関ならびに連邦自治区の諸機関は、この規定に定められる限りで連邦の補助機関とする。

②連邦、州および市町村の諸機関は、宗教社団の内部事項に介入しない。

③上記の諸機関は、公衆礼拝という宗教行為に公的性格をもって参列することはできず、また同様の動機または企図を有する活動にも参列することもできない。外交上の慣例の場合には、諸機関は、適用される諸規定により諸機関が委任された任務の遂行にとどまることとする。

宗教社団および公衆礼拝の法律施行令（抄）⁵⁹⁾

第1条 この施行令は、宗教社団および公衆礼拝の法律の施行細則を規定することを目的とする。

第2条 I この施行令において「法律」は宗教社団および公衆礼拝の法律を意味する。

〔II-V (略)〕

第3条 〔1項 (略)〕

②法律〔訳注 宗教社団法のこと〕およびこの施行令の適用において、連邦の補助機関は、州政府および市の諸機関ならびに連邦自治区の諸機関である。

〔2項 (略)〕

第5条 ①本令2項に規定された諸機関は宗教社団の内部事項には介入しない。

②法律およびこの施行令の効果として、宗教社団がその目的の達成のためその定款に従い行う宗教社団のすべての行為を内部事項と解する。

第28条 ①法律〔訳注 宗教社団法のこと〕第25条に規定された諸機関は、公衆礼拝という宗教行為に公的性格をもって参列することはできず、また同様の動機または企図を有する活動にも関与することもできない。

②前項に規定されたことは、個人の資格で公衆礼拝という宗教行為または同様の動機または企図を有する活動に参列する公務員には適用されない。

③上記の行為または活動において、公務員はいかなるときも自己の公的資格を見せびらかし、またはそれを表明することはできず、また公務員は法律上自己に付与されている権限行使を執行することもできない。

④本条の規定に違反した場合、当該公務員は所定の法律で規定する責任および処罰の対象となる。

第32条 ①宗教社団との関係において、諸機関は国家と教会の分離の原則、メキシコ国の非宗教性および法律の前の平等を遵守する。

〔2項 (略)〕

③諸機関は、国内に存在するさまざま宗教および信仰告白の個人および集団における平和的共存に適する環境を促進するのに必要な活動、とくに宗教間対話と共生の推進を行う。

注

- 1) ほかのG20構成国のうちで国家と宗教の分離または国家の非宗教性を憲法原則とする国は、私の知る限り、韓国（1987年憲法20条）、オーストラリア（1900年

- 憲法116条)、ロシア(1993年憲法14条)、インド(1950年憲法前文)、トルコ(1982年憲法前文、24条)およびメキシコである。
- 2) 田中耕太郎は早くからメキシコを政教分離国とみていた。田中耕太郎『法と宗教と社会生活』(改造社、1927年)116、170頁。ところが比較憲法学者である西修は、メキシコを「たんに宗教的自由または宗教による差別の禁止をうたっている国家」に分類する誤りを犯していた。西修『憲法体系の類型的研究』(成文堂、1997年)330頁。もっともメキシコを政教分離国と分類した憲法学者の文献は皆無ではない。例えば、辻村みよ子『比較憲法』(岩波書店、2003年)95頁。
 - 3) 2000年の調査によればカトリック信者がメキシコ総人口の88パーセントを占める。その他の宗教の信者(プロテスタント〔伝統的教会、エホバの証人など新興の教団を含む〕、少数の仏教、イスラム教、ユダヤ教など)は7.6パーセント、無神論者は3.5パーセントである(他は無回答者)。ただし、1900年には総人口の99.5パーセントとほぼすべてカトリックに属していた。Instituto Nacional de Estadística, Geografía e Informática, *La diversidad religiosa en México*, XII Censo general de población y vivienda 2000, INEGI, 2005. 国本伊代『メキシコ革命とカトリック教会 — 近代国家形成過程における国家と宗教の対立と宥和 — 』(中央大学出版会、2009年)307-313頁以下も参照。
 - 4) メキシコ憲法は、連邦制、大統領制、両院制などにおいてアメリカ合衆国憲法に類似する点が多い。メキシコ憲法に関して参照、中川和彦『メキシコ憲法の諸問題』(ラテン・アメリカ法研究会、1985年)、同『メキシコ合衆国憲法概要』(含附属資料(メキシコ合衆国憲法))参憲資料20号(参議院憲法調査会事務局、2003年)、伊藤峰司「メキシコ憲法序説比較憲法史のために(1)・(2)完」愛知大学国際問題研究所紀要71号(1982年)1頁、同73号(1983年)93頁、北原仁「カディス憲法とアムパーロ訴訟の起源(1)(2完)」駿河台法学10号2巻(1997年)133頁、同11号1号(1997年)313頁など。
 - 5) 中川和彦・矢谷通朗編『ラテンアメリカ諸国の法制度』(アジア経済研究所、1988年51頁(奥山恭子執筆担当)。なお、ラテンアメリカ法は一般に大陸法系とくにフランス法系といわれる。同8頁(中川和之執筆担当)。
 - 6) メキシコの政教分離に関する憲法学的研究として、小泉「メキシコ憲法の政教関係条項に関する史的概観」甲南法学49巻3・4号(2009年)47頁、「メキシコ憲法における国家の非宗教性」同50巻2・3号(2009年)1頁。
 - 7) 最大判昭和52・7・13民集31巻4号533頁。
 - 8) 芦部信喜編『憲法Ⅱ人権(1)』(有斐閣、1978年)346頁〔種谷春洋執筆〕。
 - 9) 芦部信喜『憲法学Ⅲ 人権各論(1)〔増補版〕』(有斐閣、2000年)151-152頁、高橋和之『立憲主義と日本国憲法』(有斐閣、2005年)156頁など。
 - 10) 小泉「政教分離と信教の自由 — 靖国神社問題の現状と課題」ジュリスト1334

号76頁。

- 11) 小泉「トルコにおける政教分離と民主主義に関する憲法学的考察」本誌23号(2004年)109頁、同「ライシテをめぐるフランスの政治と法」同26号(2007年)95頁など。
- 12) さらに、政教分離国のみならずあらゆる政教関係の国を比較分析するうえにおいても、国家の非宗教性という観点は有益かもしれない。というのは、少なくとも国家法が宗教規範から分化した近代国家においては、たとえ国教制がとられていても国家の非宗教性の要素がまったくないわけではないからである。また、逆に国家と宗教が分離された国においても国家の非宗教性にはその程度には強弱がありえるとともに、もともとそれが強い国においても完璧な国家の非宗教性は現実にはありえないであろう。すなわち国家の非宗教性はかなり相対的なものといえるのではなからうか。
- 13) 宮沢俊義・芦部信喜(補訂)『全訂日本国憲法』(日本評論社、1978年)239頁。
- 14) 百地章『憲法と政教分離』(成文堂、1991年)20頁。
- 15) 百地・前掲注54頁。
- 16) これらの語はフランス語の«laïque»、«laïcité»に相当する。Mario Melgar Adalid, *Las Reformas al artículo tercero constitucional*, in Emilio O. Rabasa (Coordinador), *Ochenta años de vida constitucional en México*, Cámara de diputados, L VII legislatura, Comité de biblioteca e informática, 1998, p.471.
- 17) それらの諸憲法およびその政教関係条項に関して参照、小泉「メキシコ憲法の政教関係条項に関する史的概観」前掲注6)50-54、63-64頁。
- 18) カデイス憲法は、1812年に本国スペインにおいて制定、公布された憲法であり、同憲法が同年に独立前のメキシコにおいても施行された。同憲法につき参照、北原「カデイス憲法と宗教問題」『人権と憲法裁判』(時岡弘古稀記念)(成文堂、1992年)153頁。
- 19) 本稿はメキシコにおける旧憲法のテキストは次の文献に拠った。Tena Ramírez, Felipe, *Leyes fundamentales de México 1808 - 2005*, 28a ed., Porrúa, 2005.
- 20) 国本『メキシコの歴史』(2002年、新評論)99頁。
- 21) 独立時に教会が国土の約半数を所有していたといわれる。国本「メキシコ革命とカトリック教会 — 19世紀自由主義改革の遺産」中央大学論集16号(1995年)71-72頁。その後、19世紀半ばには、教会が大量の有価証券を保有するほか国の不動産総額の4分の1または5分の1を所有していたという指摘もある。ギリェルモ F マルガタン S. (中川和彦訳)『メキシコ法発展論』(アジア経済研究所、1993年)166頁。
- 22) 国本・前掲注20)153頁。
- 23) 1857年憲法およびその政教関係条項に関して参照、小泉「メキシコ憲法の政教

- 関係条項に関する史的概観」前掲注6) 54-57、64-75頁。
- 24) この規定には米合衆国憲法の影響がうかがわれる(修正1条参照)。なお同じ規定は、1917年憲法の現行24条2項にある。Jorge Carpizo, *La Constitución mexicana de 1917*, 14a ed., Porrúa, 2004, pp. 71-117.
- 25) フランスにおける政教分離法制定過程において同法案を審議した下院委員会の報告書(ブリアン報告書)は、メキシコの1857年憲法に言及し、それを高く評価していた。小泉「メキシコ憲法の政教関係条項に関する史的概観」前掲注(6) 47-48頁。もっとも、1857年憲法に規定された婚姻などの世俗化はフランスではすでに1791年憲法に見いだされ、また国家と教会の分離についてはフランスの1795年憲法にすでに現れていたことにも注意すべきである。
- 26) ただし、国本伊代によれば、国民カトリック党においても自由主義的要素がみられた。国本・前掲注3) 144頁。
- 27) これ以前には、フランス皇帝・ナポレオン三世(ルイ・ナポレオン(1808~73年))によるメキシコ出兵(メキシコ事件、1861年)の後に成立し、フランス軍に支えられた間のみ存続したマキシミリアン帝政(1864~67年)を、カトリック教会が支持していたことが自由主義派の強い反感を買っていた。
- 28) 影山日出弥が「社会権が歴史的に実定憲法へ登場する最初の例はメキシコ憲法」と述べたとおり、社会権の規定に関して1917年憲法はドイツのワイマール憲法(1919年)よりも早かった。(池田政章ほか『「社会権」の再検討』法律時報43巻1号(1971年)[影山日出弥発言]、影山「第29条」有倉遼吉編『基本法コンメンタール 憲法』別冊法学セミナー(1970年)114頁。西・前掲注2) 355頁、伊藤「(2)完」前掲注4) 133頁も同旨。
- 29) 1917年憲法およびその政教関係条項につき参照、小泉「メキシコ憲法の政教関係条項に関する史的概観」前掲注6) 57-61、75-85頁。
- 30) その審議につき参照、Jorge Carpizo, *op. cit.*, nota 24, pp. 71-117. 国本・前掲注3) 185-204頁。
- 31) Ignacio Burgoa, *Derecho constitucional mexicano*, 15a ed., Porrúa, 2002, p. 1026. 参照、水波朗「イグナシオ・ブルゴアの憲法理論 — 国家と教会 —」久留米大学法学1巻1号(1987年)298頁。
- 32) Carpizo, *op. cit.*, nota 24, p.245.
- 33) この時期における国家と教会の対立につき参照、国本・前掲注3) 207-233頁。
- 34) 1992年改正における変更点の詳細につき参照、小泉「メキシコ憲法の政教関係条項に関する史的概観」前掲注6) 195-196頁。
- 35) 現行法令における関係条項のテキストは本稿末尾の資料を参照されたい。
- 36) Jorge Adame Goddard, Separación de la Iglesia y el Estado, in *Diccionario de derecho*

constitucional, Porrúa/Universidad Nacional Autónoma de México, 2005, p. 550.

- 37) 参照、小泉「メキシコ憲法における国家の非宗教性」前掲注6) 13頁。
- 38) 条文は本稿の資料を参照。
- 39) 「宗教社団」(*asociaciones religiosas*)は宗教社団法に基づき法人格を取得する団体であり、わが国における「宗教法人」に相当するものである。宗教社団法は法人格を有しない宗教集団を「宗教団体」(*agrupaciones religiosas*)と規定して、これを「宗教社団」とは区別している。
- 40) «*ministros de culto*»は、キリスト教会の聖職者(*clérigo*)などを指す語であるが、この語は宗教的に中立的なため、聖職者という身分を有しない他宗教の教職者をも含ませることを考慮して、本稿ではその訳語として「宗教教師」と表記している。
- 41) «*culto público*»は、個人的に行う礼拝とは異なり教会堂等礼拝を行う建物で不特定多数の者が参加可能な状態で行う礼拝を指し、これはカトリック教会における「典礼」、プロテスタント教会における「公同教会」などに相当する。「公共団体が主催する礼拝」、「公務員が行う礼拝」などの意味と区別するとともに、「*culto público*»も宗教的に中立な語であることを考慮して、本稿はその訳語として「公衆礼拝」と表記している。
- 42) 条文は本稿資料を参照。
- 43) 以下より詳細につき参照、小泉「メキシコ憲法における国家の非宗教性」前掲注6) 23-32頁。
- 44) 主権国家である近代国家では国家が統治権を専有するので、国家事項を決定するのは国家であり、一般に憲法で保障された宗教的自由を尊重しながら宗教事項の限界を決定するのも同様である。なお、この法理はいわゆる政教分離国以外の近代国家にも基本的に妥当する。例えば国家と特定の宗教組織とが協約(コンコルダートなど)を締結して、一定の国家事項に宗教が関与することを認めるとともに、国家が一定の宗教事項に関与する制度(公認宗教制度)を採用する国においても、そのような協約を締結するかどうかは、やはり国家の判断に委ねられているからである。
- 45) Jorge Carpizo, *op. cit.*, nota 24, p. 252.
- 46) 参照、鳥井康熙「国際機関からみたメキシコ高等教育 — OECD高等教育調査団報告書の分析 —」*Philosophia* (早稲田大学哲学会)、90号(2002年)76頁。
- 47) 小泉「メキシコ憲法における国家の非宗教性」前掲注6) 27-28頁。
- 48) 小泉「メキシコ憲法の政教関係条項に関する史的概観」前掲注6) 68-69頁。
- 49) Burgoa, *op. cit.*, nota 31, p.1040.
- 50) このようにメキシコでは国家の非宗教性の結果として宗教教師に対する被選挙権否認および政治団体結成禁止を定められている。これに対して、かつてわが国

において国家の非宗教性とくに国家事項に対する宗教の不介入とは無関係に同様のことが定められていた。大日本国憲法の下で神道が事実上の国教とされるときにも他宗教が公認宗教制度に服していたとき、「神官、神職、僧侶其ノ他諸宗教師」は被選挙権をもたなかったのである（衆議院議員選挙法（明治22年法律第37号）13条（ただし同条は大正14年改正により削除された））。衆議院議員選挙法のこの条項は、国家事項と宗教事項が切り離されていなかった天皇制の精神的基盤となった宗教領域に政党の勢力が伸びることを避けることにねらいがあったようである。古屋哲夫「第55回帝国議会衆議院解説」社会問題資料研究会編『帝国議会誌第1期第1巻』（東洋文化社、1975年）234頁。なお、宗教教師は「政事上ノ結社」への加入も禁止されていた（治安警察法（明治33年法律第36号）5条1項3号）。

- 51) ただし、礼拝行為等において法律等に異議申立することの禁止に関して、その趣旨を狭く解して、たとえばカトリック司祭が墮胎を合法化する法律がカトリック倫理に反すると批判することは当然許されると解すべきだと主張する学説もある。Adame, *Estudios sobre política y religión*, UANM, 2008, p.194-195.
- 52) 小泉「トルコの政教分離に関する憲法学的考察 — 国家の非宗教性と宗教的中立性の観点から —」甲南法学48巻4号（2008年）344頁。
- 53) 小泉「トルコ憲法における政教分離と民主主義 — 政教分離とイスラム主義政党 —」甲南法学44巻1・2号（2003年）30、79—80頁。
- 54) Héctor Fix-Zamudio y Salvador Valencia Carmona, *Derecho constitucional mexicano y comparado*, 15ª ed., Porrúa/UNAM, 2007, p. 559.
- 55) 黒木三郎・奥山恭子「ラテンアメリカ諸国における法および法学界の現実と同様」比較法学17巻1号（1983年）109頁。
- 56) メキシコの日刊紙ラホルナダにおいて、メキシコ・ハリスコ州知事が観光促進を目的としてカトリック施設建設のため多額の公金を支出したことを報道する記事を見ることができる。*La Jornada*, martes 25 marzo 2008. また、インターネットでは、多くの団体がこの公金支出を非難する表明を出していることを知ることができる。これらの事実から、メキシコにおける国家の非宗教性に関する法規定（この場合は宗教社団法3条1項）が必ずしもきちんとは遵守されていないようであること、それとともに国家の非宗教性を擁護しその侵害を監視する民間団体が存在することがうかがえる。なお、2008年3月25日付のラホルナダを含め、同紙はインターネットで閲覧することができる。◀ www.jornada.unam.mx ▶.
- 57) メキシコ連邦議会下院のウェブサイトに掲載された憲法の現行規定（2009年8月24日現在）を原典とした。Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos, ◀ <http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/1.pdf> ▶.
- 58) メキシコの官報（Diario Oficial de la Federación）のウェブサイトに掲載された

テキストを原典とした。Ley de Asociaciones Religiosas y Culto, Público, « <http://www.ordenjuridico.gob.mx/Federal/Combo/L-14.pdf> ».

- 59) メキシコの官報のウェブサイトに掲載されたテキストを原典とした。Reglamento de la Ley de Asociaciones Religiosas y Culto Público, « <http://www.ordenjuridico.gob.mx/Federal/Combo/R-72.pdf> ».

(付記) 本研究は科研費（基盤研究（C）課題番号215300410001「政教分離原則における国家の非宗教性に関する比較法研究」）の助成を受けたものである。

